

近世異国漂着船について : 特に唐・朝鮮船 の処遇

岡田, 信子 / OKADA, Nobuko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

39

(終了ページ / End Page)

49

(発行年 / Year)

1974-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010930>

近世異国漂着船について

——特に唐・朝鮮船の処遇——

岡田 信子

はじめに

「通航一覧」卷二百応永十八年八月三日の条に、相模国三崎浦に唐船が漂着した例をあげて、

船中財宝若干を積載せたり、よて鹿苑院義満に訴へしかば、

関東漂着のうへは、満兼得分たるへしとの事にて、積来るところの財宝残らず押とめ、物をあたへて帰国せしめしと載す。

とあり、寄物は漂着海岸の領有者の得分になるとの慣習に基づいて、この場合も関東管領が小額ではあつても代償を与えており、独占買上とも言ふべき形であつた。古くは宗像神社が筑前の海岸への漂着物を「漂到の寄物」と称して取得権を有し、その修理費用に宛てることを慣行としていたように、古来難船・漂流船がある時、援助し救助するという点より、積載物を「寄物」として我が物とする事に重きが置かれていたのである。

天正十五年六月、豊臣秀吉が博多において発した条文の内に、日本国津々浦々にをゐて当津廻船、自然損儀雖有之、違乱妨不可有之事

との文言が見え、博多廻船の保護を全国的なものとし、又「寄物」

近世異国漂着船について（岡田）

の取得に対する禁止の意味をも含んでいる。この条文は内国船に関するものではあるが、従来海難に対する処置態度としては大きな変化と言えよう。

ここに充分とは言えないまでも、慶長年中より慶応年中に到る期間の日本への異国漂着船の記事件数を作表してみた。この内半ばを占める中国・朝鮮両地よりの漂着船に関して、その処遇を概観して見たい。

一

江戸幕府によつて公布された海難救助に関する法令としては、元和七年八月西国大名筋の船、又廻船の事故の際の取扱いを定めた三ヶ条から成る条文が初めである。その第三条末尾に

浦々立合、廻船之作法に可指引事⁽¹⁾

とあり、又「海路諸法度」には浦証文の規定があつて、当時の慣習を改めて法となし、海辺浦々に義務として課したところより救護法は始まる。

ここに述べる異国船の海難に関する法は、いわゆる鎖国政策と

異 国 船 漂 流 漂 着 件 数 （慶長年中より慶応年中迄）

国 籍		中 国	朝 鮮	琉 球	台 湾	呂 宋	安 南	東 埔 寨	巴 旦	西 戎	オ ラ ン ダ	イ ギ リ ス	ス ペ イ ン	ア メ リ カ	ロ シ ア	フ ラ ン ス	ド イ ツ	異 国 船	計
件 数		43	47	11	5	2	4	3	1	1	15	13	3	12	2	2	1	15	180
漂 着 地	大 隅	2					1												3
	日 向	1							1										2
	薩 摩	12	1	2	2			2			2	2							23
	肥 後	5			1						1								7
	肥 前	5	15	4	2		1				3						4		34
	筑 後							1											1
	筑 前		5								1								6
	土 佐	6				1							1				1		9
	阿 波														1				1
	長 門	1	14																15
	石 見		3																3
	出 雲		1																1
	伯 耆		1																1
	但 島																1		1
	隠 岐		1																1
	紀 伊	1												1			2		4
	伊 勢	1																	1
	志 摩			1															1
	三 河																2		2
	駿 河		1	1															2
	伊 豆	1																	1
	相 模									1	1	2				1			5
	上 総					1							1						2
	下 総	1																	1
	常 陸			1								1		2					4
	安 房	1																	1
	八丈島	1																	1
	佐 渡																1		1
	陸 奥	2		2								1	2						7
	蝦 夷		1									2		5			1		9
	国 後											1							1
	択 捉													1					1
	その他	2	1				2				4	3	1	1	1	1		4	20
	不 明	1	3								2			2					8

（通航一覽、通航一覽続編1〜4巻、海軍史料叢書、日本財政経済史料、他各県史・郡史等による）

深く関連しており、寛永十六年七月に公布された、

自今以後かれうた渡海之儀被停止之旨、此上若差渡におゐてハ、破却其船、并乗来者、速可処断罪科之旨被仰出者也⁽²⁾、

との条文により、この方針は完了したのであるが、同時に諸大名に対して、

一、吉利支丹宗門雖為御制禁、今以從彼国密々伴天連を差渡に付而、今度かれうた船着岸之儀御停止之事、

一、領内浦々常々慥成者を附置、不審有之船来に於ては、入念可相改之、自然異国船着岸之時は、從先年如御定、早々⁽³⁾

船中之人数を改、陸地江不上して早速長崎に可送遣事⁽³⁾と、諸藩内において異国船の自由処分を禁じて、長崎に護送せしめることとしている。既に寛永十二年中国船に対して長崎一港を互市場と定め、

唐船他国江漂着有之とも、早速長崎江可引渡由被仰付候⁽⁴⁾

と、中国漂着船の長崎移送を定めており、これを拡大せしめたものが先述の寛永十六年七月の諸大名への布達である。翌十七年五月ポルトガル船が日葡貿易の復活を求めてマカオより長崎に來航したのに対して、乗船及び積載荷物を焼却し、船長を初め乗組員多数を斬罪に処し、僅か十三名の者を小船で帰国せしめるとの処断によって、前年度の趣旨を厳然と示したのである。⁽⁵⁾これより一ヶ月後、九州・四国・中国地方名地の諸大名に対して改めて五ヶ条から成る覚書を示しているが、その第一条に、

切支丹之宗門雖御制禁候、数年弘彼法候付而、かれうた船渡海御停止之處、今度長崎江差渡之間、乗来輩死罪被仰付候、

近世異国漂着船について（岡田）

然者去年は領内浦々江彼船就令着津候、湊江入番を付置、訴訟申上においては、其子細可致言上之旨、以条数被仰出候得共、以来之儀者、右之船来候は、速可行斬罪之旨候事⁽⁶⁾

として、先年の例を掲げて「速可行斬罪之旨候事」と、かれうた船が交渉を求めた場合の自由処分を許している。しかし第四条に、

かれうた船たとひ雖見來、沖にかけ有之時、卒爾に取掛儀かたく可為無用、いづれの湊にて申付といふとも、高力摂津守、長崎奉行人可致差図之由被仰付之間、可存其旨

但、差当儀有之時は格別之事

とあり、武力の使用は入津又は交渉を求められた時の原則であつて、決して絶対的なものではなかった。またこの基本的態度を行動に移したのも寛永十七年度の僅か一度であり、正保四年六月ポルトガル使節が軍船二艘を携して長崎に入港し、スペインよりの完全独立の通報と貿易復活を求めた時には、

從彼国、万一船を渡たすにおいてハ可被行死罪由、此已前雖被仰出、今度ハポルトガル代かわりの御礼として、使者を相渡候由、其上無異儀港へ船を入候間不及被行咎事

との理由を以って、武器弾薬を陸上すべしとの要求を拒絶された後も、薪水食料を供給して出航せしめており、一旦原則を示したことでその目的は果たしたのであらう。⁽⁷⁾

慶安元年二月二十六日西国諸藩に示した令には、先の正保二年度の事例を掲げて、

長崎奉行人江注進之儀、移転刻於難儀者、見許可被申付候と臨機応変の処置を取るべきことを指示している。⁽⁸⁾翌二年四月江

戸在留の西国大名に対し、前年度と同趣旨の条文を示し、加えて八月末にはオランダ人の進言に基づいて浦々番所の整備強化を命じる等、この時期海辺設備の整備を着々と進めている。

以上鎖国政策下における異国船渡来の場合の対処概略を述べたが、その基本的手続としては、長崎奉行が総括し論じた上で中央に通報し、早々に帰航せしめるということであり、又場合によっては長崎警衛に当るべき鍋島・黒田両家より出向くことになっていた。

漂着船の処遇においても同様の基本方針に基づく。中でも中国船の場合は抜荷の問題もからみ、純然たる難船漂着の時でもその取扱いは嚴重であった。他国に先んじて寛永十二年五月長崎を互市として他地への着船を禁じられたのは先述の通りである。翌十三年四月、朝鮮信使の来聘に先だち西国諸大名に対し、

自然彼船遭風波之難相定泊之外、何れ的地江令着岸候共、

其所之船出之、網錠水薪等無滞様に、前廉可申付候、

と、使節乗船の保護を命じている。⁽⁹⁾同十六年に至り鎖国方策を完了する時点で、かれうた船の処分を命ずると共に、中国船を始めとし阿蘭陀・朝鮮等の異国船もこれに准ぜしめ、船中の人員・所持品を改めて後、その地に上陸せしめることなく番船を付け長崎に移送すべきこととした。

唐船、阿蘭陀船并朝鮮船共に何国へ令漂着とも、其処より挽船を相添、長崎奉行へ可送届旨仰出之、其外諸外国之船并人とも、何方へ漂着之節も可准之

と、同十七年・十八年と続けて同趣旨の触を発しており、細部に

変化はあってもその大綱に移動はない。⁽¹⁰⁾

この幕府の方針に基づいて諸藩に於ても難船救助の条文をその地の慣習を根幹として成文化しているが、異国船漂流に関する具体的なケ条は、当然のことであるが、五島対馬を初めとした西国諸藩に限られている。その時期も五島藩・平戸藩等の藩法を見るに、寛文年間に成立した条文が多く見られるように思う。⁽¹¹⁾また遠見番所の整備に就いても諸藩その位置を選び設置しているが、鳥取藩の例を掲げるに寛永二十年設置とあり、同十六年よりの外国船取締の強化に対応してのことである。しかし一応の形態が整ったのは慶安三年幕府より番所設備の強化、また増設の命があった後、承応年間に至ってのことと思われる。⁽¹²⁾

註

- (1) 「徳川禁令考」巻五二
- (2) 「御当家令条」巻十六(「近世法制史料叢書」第二巻 一〇一頁)
- (3) 「御触書寛保集成」一二二八号
- (4) 「通航一覽」巻二〇〇(第五巻二五一頁)
- (5) 同 書 巻一八三(第五巻二七三三四頁)
- (6) 「長崎市史・通交貿易編西洋諸国部」二七六～二八七頁
- (7) 「通航一覽」附録卷一五(第八巻四五五～六頁)
- (8) 「長崎市史・通交貿易編西洋諸国部」四八五～五〇二頁
- (9) 「通航一覽」附録卷一五(第八巻四五七～八頁)
- (10) 同 書 巻三五(第一巻四四七～八頁)

(10) 同 書 附録卷一四(第八卷 四四三頁 四五四頁)
頁

(11) 「長崎県史・史料編」第二卷四一六～四三三頁、六四八頁
～四九頁

「平戸藩法令規式集成」上・中巻、その他各藩法集所収史料参照

(12) 「鳥取藩史」第二巻、職制志二・第三巻、軍制志二第五巻、民政志九

二

初めに「漂着」とはいかなる場合を称するであろうか。

唐船他之湊江致漂着、碇を入候時は、其所の領主より警固差添可被送越候⁽¹⁾

とあり、「漂着」なる言葉の意味するものは、難船・破船は勿論のことであるが、こと異国船に関する限りは右のように所定の地以外の湊に到った場合をも称している。

寛文十一年二月、五島に「漂着」した台湾船の護送に當った者の証書に、

碇をおろし申候に付、我等警固被申付候⁽²⁾

とある様に、この場合も航路を外して投錨した為、漂着船として番船を付け、長崎へ護送している。

正徳五年八月には、

唐船近年乗筋を替、方々漂着候由相聞候

として、この後は五島領を通航すべき事を定めている。即ち野母村・高浜村等長崎寄りの地域に於いては「通船」とみなし、一方

近世異国漂着船について(岡田)

茂木村・川原村等遠隔の地に投錨している船に就いては「漂着」として扱かうのである。⁽³⁾

唐船の場合、日本に向かう船の殆んどすべてが商船であり、

近年以来長崎往來の唐船私商売の事、年々相長し、或ハ往來の乗筋かわり、或ハ海上に間切り居尽で日数を送り、或ハ其数多く見之來候船とも其行方を知らず⁽⁴⁾

という状態であり、この内には猥りに上陸し、魚海藻類を奪い、又近付く番船を防ぐ為に石火矢を打ち掛ける等目にあまる場合もあった。しかも正徳末より享保三年にかけて筑前・豊前・長門の海辺に頻繁に唐船が出没しており、この間屢々抜荷を企てた者を捕え、又唐物所持の廉を以って長崎へ送られた者の記事も見えており、⁽⁵⁾これ以後唐船到來に際しては直ちに打ち払うべき事を改めて小倉藩に對し命じている。ここで唐船漂流に就いて述べるに當って抜荷は欠くことのできない事象であるが、大部なる為、他日稿を改めて述べたい。

この影響であろうか、同十一年九月西國諸大名に示されたヶ条中には、難波船と判断するにも二三日と様子を窺って十分確かめた後に救助すべきことを記している。⁽⁶⁾

前掲の表中に四十三件を記したが、その取扱手続としては、領主より直ちに警固役を差し向け、原則的には与力二名、步行者一名、同心一名・町使の者一名、そして通詞を遣わし、送船に質となる唐人を乗船せしめ、又唐船に日本人を乗り組ませて船中人員を改めて後、警固役又は宿主に手形を認めさせた上で積載する諸品を調べ、確認し、唐人達を奉行所に収容して取調べを行なう手

順であつた。⁽⁷⁾

先の表中、宝暦三年十二月八丈島へ漂着した南京船、安永九年四月安房国朝夷郡千倉浦へ漂着した南京船⁽⁸⁾、又下つて文化十二年十二月伊豆国下田に到つた南京船と、その発見・救助活動の経過、帰国に到るまでが明らかな例もある。ここで宝暦三年の例を取り上げて、処遇を概述する。

十二月十日八丈島に漂着した船より、言語不通の為に書翰を以つて救助を求められた。しかし島民はこれに答へ得ず、直接応待に当つたのは先年より遠島処分を受けてこの地に往つていた浪人和田藤左衛門であつた。問答の結果当難船は、十一月初旬長崎に向かつて唐山を發した南京船であつて、舵桅を失つて約一ヶ月に及ぶ漂流の後当島に到つたことが知れた。そこで返書を与えると共に救助船を出し、乗員七十一名を助け上げ、長楽寺を宿舎として、水五俵・米二十斤・菜二百斤・魚五十斤に加えて酒一桶を給して勞わつてゐる。又積載してゐた荷物に就いても、伽羅拾芻箱を初めとする千式百抱を陸揚げして番人を付けて保存することとし、島民・流人に対して漂着民と応待し、又荷物の保管場所に立入る等せざるよう厳禁してゐる。八丈島近辺は九月頃より翌年三月頃迄の期間、波が高く危険な為に渡海の便船もなく、この時も翌四年二月五日に至つて八丈島役人より船を出し、同月十三日には下田御役所に届書を提出してゐる。この通報を受けた代官は直ちに勘定奉行まで報じ、老中堀田相模守正亮より命を待つ、次いで米・粟・大豆・油等の食料品を積んだ十一艘の迎船を連れて四月晦日下田を出航し、一週間後五月七日には全船八丈島に到着した。

漂着船の乗員と積荷は勿論、破船の船板に至るまで下田に移送し、改めて長崎へ護送すべきこととしたが、船板の件については唐人より辞退し、迎船及び新島にて雇つた四艘に分乗せしめて、六月七日下田移送を完了した。

後安永九年四月安房国千倉浦へ漂着の南京船の場合の様に、二、三人宛組となつて農家に押し込み、狼籍を働いた例もあるが、八丈島での約五ヶ月の逗留期間中、その宿舎である長楽寺の門を破船の残木を用いて建立した等その地に親しみを寄せ、また島出るに当つては白砂糖三十二包を贈つており、しいて問題とする程の軋轢もなかつた様である。

七月一日浦賀番所の役人が下田に來着し、荷物改めの後六日長崎に向かつて海路出發してゐる。この間八丈島への派船、下田より長崎に至る迄の船賃、船中に於ける諸入用は勘定奉行より支弁し、長崎到着の後移送した商品を売却せしめて回収したが、その税を免じ、私銅を多分に渡す等その待遇は懇切なものであつた。この様に多くが交易を目的として渡航の途中遭難した船であつた故に、多少の差はあつても積荷が残存している際は、その売却によつて唐船自らに護送費用を負担せしめていたようである。

破船難船に而荷物海失、あるひは溺死等有之節は、重き災難事に付、於長崎表も為手当定之外商売も申付候事に付、破損荷物海失有之程之難船破船等は取掲荷物に掛り候入用之分計り、長崎奉行より請取之、其余之諸入用は、其浦々所役に可致候、勿論右入用請取方相減候連、龜略之取扱無之様可被申付候、尤一通りの漂着船は是迄之通、諸入用長崎奉行所ニ而

吟味之上相当に相渡に而可有之候⁽¹¹⁾

右に掲げたのは明和三年二月二十八日公布のケ条であるが、「一通りの漂着船」に就いては、諸入用は長崎奉行所より渡すこととして、その内には米・味噌の入用品・引船賃も含まれている。一方「難船」と判定した件に関しては、積載する諸品の引揚げに用した費用に就いてのみ人夫賃として請求せしめ、長崎護送の後その品々を売払い会所より渡すこととし、其外の入費は漂着した浦々に於いて負担せしめることとした。その例として後期文政年間の事ではあるが、金額の明らかな事件を掲げる。

文政五年十二月肥前国天草郡牛深村に漂着した時、同村が瀬元浦の責を果しており、諸経費は銀八十三貫六百七十六匁余にのぼり、先に述べた規定に従って会所負担の額を定めるにも容易でなく、同七年十月に至って銀五百三十八貫六百七十匁を長崎会所にて支弁することとし、残り七百二十二貫七百七十匁余を郡が、内四百二十四貫三百五匁を牛深村が請負うこととなった。しかし一郡・一村にて負担しきれぬ高ではなく、同九年には代官所に願ひ出て銀五十貫を借用せざるを得ない状況であった。⁽¹²⁾

又同じく九年一月遠江国榛原郡吉田村住吉浜沖に漂着した際の費用として、同十一年に至って駿府代官所に提出された届書には、二百八十九両一分と永二十匁九分と記されているが、その額の多きには驚くばかりである。⁽¹³⁾

註

- (1) 「通航一覽」巻二百、(第五巻二五一頁)
(2) 同 書 巻二二五(第五巻四三九頁)

近世異国漂着船について(岡田)

- (3) 同 書 巻二百(第五巻二五二～三頁)

- (4) 「御触書寛保集成」一九七〇号

- (5) 「小倉藩政雑志・歴代藩主」(四一八〇～二一八頁五～一九二五頁)(豊前叢書本輯第七・八号)

- (6) 「通航一覽」巻二百・二百一、(第五巻二五四～二八六頁)

- (7) 同 書 附録巻一五(第八巻四六二頁)

- (8) 「通航一覽」巻二百(第五巻二五一～三頁)

- (9) 「鳥取藩史」第五巻

- (10) 「通航一覽」巻二二〇(第六巻五〇～七四頁)

- (11) 同 書 巻二二二・二三三(第六巻七五～九五頁)

- (12) 同 書 巻二三四(第六巻九六～一一五頁)

- (13) 「御触書天明集成」二九二六号

又安永九年安房国漂着の例を見るに、長崎護送に当り、唐物改御用として与力二名、同心組頭一名、目付役一名、封印役一名、そして平同心二名を派遣しているが、その宿代及び雜入費は勘定奉行所より支給し、又護送船は番外船として、積載する品々は十割増、加えて船造りの費用として元代十五貫目五割増で外売を許可している。

- (12) 金指正三「近世海難救助制度の研究」二七六～八十頁)

- (13) 「榛原郡誌」上巻

三

次に朝鮮よりの漂着であるが、前掲の表に掲げた四十七件の殆んどすべてが漁船であり、その漂着地域も駿河・蝦夷に各一件の他は、九州地域に二十一件・中国地方に二十件と、地理的に当然であるが、二地域が大半を占めている。

先に記した唐船・又朝鮮よりの漂着であつてもその救助活動、処置に大差のあらうはずもなく、唯一方の多くが商船であつて、積載の諸品の取扱ひ上その取調べも嚴重さを加へることもあり趣の異なる面もあらう、ここに処置手順を簡単に記す。

漂着船発見の報により、御船方(手)の職にある者、儒者が現地に出張し、人員・所持品を改めて後番人を付添わせ、その様子委細を長崎奉行並びに大阪町奉行の許に報じると共に、護送用意の整ひ次第十分の者を付けて出発せしめ、尚この者が長崎において引渡し使者をも勤める。一方船・船具の他、漂着船の乗員が所持していた品々、即ち絵図面・道具の類は品書を江戸表に送り、差図が有り次第長崎に送り届ける定であつた。そして長崎での引渡しを終えて付添ひの者が帰国した上で、御用番・長崎御懸りの勘定奉行・在府中の長崎奉行、並びに大阪町奉行までその転末を届け出ることとなつていた。⁽¹⁾

以上全く概略のみ記したが、元禄九年鳥取藩領内赤崎浦に安同知等十一名が来着した例を見るに、報を受けて御船手・儒者が赴き応待しているが通ぜず、人々は鳥取町会所に留め置き、乗船は加露に廻航している。幕府より宗家役人を送り対処せしめるとの達もあつたが、後船と共に移した地より自国に向けて出航しており、航行の方便を有してこの場合漂着とは言い難いが、その扱ひは同様であつた。以後数例あるがいづれも漂着地より鳥取に送られて町会所を宿舎としてゐるのは同様であり、又処遇も先述の手順を踏んでいる。⁽²⁾この間天明四年九月それまで長崎奉行の返答を受けて後出発する定めであつたのを、長崎に報ずると共に出発す

るとの変更が加えられ、その処置もなお速かに進めることとした。⁽³⁾古くは「日本書紀」天武天皇六年五月の条に、新羅人四人、僧三名の者が血鹿島に漂着し、同年七月新羅使金清平等が帰国するに伴わせて送還したとの記事があり、又下つて宝亀五年には、太政官符を下して、

若駕船破損、亦無資糧者、量加修理糧發遣せしめ

とその保護を命じてゐる。特に対馬に於いては漂着する者も多くあり、その内とは言葉が通じない為に島民がこれを殺害するという事故もあつたので、史生一名と新羅語の通訳を置くこととしてゐる。⁽⁴⁾

「華夷通商考」に

朝鮮国の船、偶日本の地に漂流する事有之時は、其所より長崎へ送届けて、又長崎より対馬へ渡さるなり

とあるが、日鮮関係特に宗氏と朝鮮との関係を論じた文は中村榮孝先生を初め種々ありますが、古来よりの交渉の結果彼の地の漂着船の処置・送還においても、対馬は特殊な位置にあつた。宝永七年度巡検使の間に答えて従来の処遇を述べるに

長州辺其外近国亦は九州之内何れにても、朝鮮船漂着の時、其所より長崎へ被送、対馬殿の屋敷へ請取候、改所よりの尋相済候上にて、御指図の上対馬へ送り届、対馬より釜山の方へ送り届申候、朝鮮へ帰送て則委細紀明有之と相見え事に候左候て皆々本所へ差届し申由に候、其時送り参候対馬殿家来へも、殊外挨拶馳走等仕候事⁽⁵⁾

とあって、長崎へ護送された漂着民は、対馬藩の屋敷へ入り、支丹信者であるか否か、又密入国を企てたものであるか否かの二点に重きを置いた長崎奉行所の取調べを受けた、しかる後に海上通行の手形を受け、

長崎御奉行より御渡し被成候へは、別而使者相添送返申候と対馬へ送られ、彼の地より改めて使者を付けられて釜山へ送り届けられたのである。又

私領内へ漂着仕候へは、便宜の節指送り候⁽⁶⁾

ともあって、対馬藩領内へ漂着した場合は、事実を長崎に報ずるのみで、その手を煩わせることなくこの地より直接送還している。

漂民入用と申は、長崎より請取朝鮮へ送還候入用、并右使者に相送候音物等入用、一艘に付五貫相懸候儀に可有御座候と「漂民入用」なる言葉につき説明がある。これは送り届ける途上必要とする諸品入用、又付添いの使者が釜山に持参する音物等の費用であつて、高として五貫目を計上しているが、帰路彼の地より八貫目乃至九貫目程の返物が到来し、結局凡三・四貫目程の益を得ている。この外にも送船に対馬船を用いた場合には、船代として白米が差越されるのが仕来りであつたという。

貞享三年十月付の対馬藩覚書に、

他国江若朝鮮漂流人有之節ハ、早速長崎表江被相送候、彼地

帯逗、対州着船迄者、飯米等従、公儀被成下候⁽⁸⁾

とあって、長崎逗留中及び対馬上陸迄の船中における諸入費は対馬藩が一括して立替置き、後会所より清算するということであつた。その一例としては、寛文八年一月平戸領生月へ漂着の朝鮮人

近世異国漂着船について(岡田)

十四名の応接諸経費として、宗対馬守家臣より長崎代官末次平藏宛差し出された受取状がある。その内訳を見ると米・酒・肴・味噌・野菜・薪等日用品の賄であり、長崎滞留五日分として銀六十三匁二分四厘八毛、対馬への船中十一日分としては同百五十四匁六分七毛、合せて銀二百七匁八分五厘五毛が宗家に支払われている。ここで救助地より長崎に到る間の入費に就いても触れておくべきではあるが、勉強不足の為、實際額を掲げることとはできない。しかし、その海辺を領する藩が負担する定であり、漂着民の護送、又海路移送せねばならない船舶・用具等の搬送には、近辺

浦々が水主の割当を負わされていたことは知れる。加えて救助作業の間生業である漁業に携わることもできないとあっては、頻繁に異国船が漂着することのあつた地域においては、浦方にとつて相当の苦痛となつたと思われる。寛政七年卯六月に到り、長門・石見・出雲・肥前・筑前・宍岐の国々に対して、浦々の漁民達が朝鮮等の漂流船を見受けても救助しようとはしないで、かえって海辺へ近寄らせまいとする例もあることを掲げて

不法無慈悲なる取計等有之候ては、以之外成事候、殊に異国え対し候得は、猶更如何敷次第二候条、以来不束之筋相聞候ハ、其領主は不念之事に付、蔽重之御沙汰可有之候間、精々厚く可被入念候⁽¹¹⁾

として、保護すべき旨を厳しく沙汰しているが、この様な趣旨の触を必要とせざるを得ない事態があつたことも又無理からぬことと言えよう。

註

- (1) 「鳥取藩史」第三卷、軍制志二、第五卷 民政志九
 (2) 同 書 第五卷 民政志九
 (3) 「御触書天明集成」二九三五号
 (4) 「類從三代格」卷五、加減諸国官并廢置事
 (5) 「通航一覽」卷一三六(第四卷一・二頁)
 (6) 同 書 卷一三六(第四卷二・三頁)
 (7) 同 書 卷一三六(第四卷二頁)
 (8) 「長崎県史」史料編二、六四頁
 (9) 「通航一覽」卷一三六(第四卷十・十一頁)
 (10) 一例として「山口県豊浦郡水産史」より

年次	船子数
寛延元年	六人(見島)
宝曆十一年	七人(相馬)
明和三年	八人(須佐浦)
同 四年	拾人(須佐浦)
同 八年	増一人(見島)
安永三年	増三人(先大津)
天明元年	増三人(須佐浦)
三年	三人(先大津)
四年	四人(玉江浦) 三人(先大津)
六年	増三人(浜崎)
九年	増三人(須佐浦)
享和元年	二人(須佐浦)

(11) 「御触書天保集成」六五三一号

おわりにかえて

元和七年八月公布の三ヶ条・第二条に、

売買・廻船難風之砌者、出助船可令介抱、其上不相叶儀及了
 簡事⁽¹⁾

とあり、又寛永十三年八月公布の第一条には、

公儀之舟は不及申、諸船共に難風に逢候時は、助船を可出、
 磯近き所は成程精を入、不破損様に可肝煎事⁽²⁾

とあるが、上記の条項に基づいて、公領・私領のいずれを問わず、海岸地域に住居する人々は、難船・漂流船を見出した際には救助すべき義務を負っていた。

大村藩「四民正之御教諭」に、

一、浦人共之儀は、御船方御用之節、罷出候者とも候得共、
 耕作場も無之、漁ニ而今日を営申者ニ候間、相定候浦々之
 漁場相守、若持場にて渡世之妨ニ相成候漁いたし候者有之
 ハ、差留可申事

但、御水主之面々ハ、為鍛練、是迄之通格別候⁽³⁾

とのケ条があるが、「浦人」とは、「御船方御用」のある時に立ち働く者であつて、その上で定められた漁場を守り、漁業を以って生計を立てている者であるとしている。即ち海上に生活の手段を求めて海上石を納め、加子米を納付し、一定の海面を生活圏とする地域を浦方とし本浦又は立浦と称す。これと表裏の關係にあるのが「浦役」であつて、難船の救助等の条項を含む船方御用の義務を果たさなければならない。

先述の法が意図した難船の救助に関する義務は、その条項中に區別を設けてはいないが、従来の慣行を基礎としたものであって、海面を利用する権利を有する集落が救助すべき義務を果たす、言いかえれば上記の義務を果たさねばならない海域は一定しているということである。

後には海辺に位置していてもそこに生活権を持たない村が海上への進出を企て、従来の浦方との間に漁業権また境界を巡って争いを起している例は諸地域に見られるが、この時浦方に於いては過去数回に渡って難船を救助すべき義務を果たしてきたとの理由を以て他の進出を拒み、自らの漁業権の維持を企っていることからも、果たす役割の大きさが窺えよう。

難船が内国船、異国船にかかわらず救助また船荷回収の作業中は、瀬元となった浦は勿論要請を受けた近隣の浦々に於いても、「魚留」と称して一時操業を中止して漂流物の搜索等に当たらねばならなかった。内国船に関しては処理後積荷に応じて報酬が支払われているが、異国船の場合は、既に述べた様に荷の陸上に用した入費だけは長崎奉行より受取ったが、その他の費用は浦役とされている。唐漂着船救助に用した入費額二例を記したが、その多額なことまた生活面への制限等を思えば、近海岸に漂着されるのを厭い寛政七年度の如き舢を必要とする事態を起こったであろう。難船救助の制度化の下で海上を生活圏とする権利と表裏の關係にある船方御用その内の漂着船救助という義務。漂着船の処遇を見るに当ってこの關係は見過すことのできないものである。いまその端緒に触れただけであり、僅かでも記し得たなら幸いであ

る。

註

- (1) 「徳川禁令考」巻五三
- (2) 「御当家令条」巻十六
- (3) 「長崎県史」史料編二 九六～九七頁
- (4) 野村豊「近世漁村史料の研究」「尾道市史」中巻
「山口県豊浦郡水産史」参照
- (5) 「同書」九一二頁「備中真鍋島の史料」中巻

〔付記〕

本稿を作成するに当たり御指導戴きました岩生先生に深く感謝いたします。

尚、小稿は四十八年二月大学院月例研究会において発表したものをまとめたものです。